

Weekly Report

第 753 号

令和6年7月1日

令和6年分の路線価等の公表

相続税や贈与税において土地の評価額を算定する際に用いる令和6年分の路線価等が公表されました。

◆路線価の全国平均は3年連続で上昇

全国の標準宅地（約32万地点）における評価基準額の平均変動率は、前年比2.3%のプラスとなり、3年連続で上昇しました。都道府県別では29都道府県が前年を上回り、上昇率トップは福岡（5.8%）で、沖縄（5.6%）、東京（5.3%）と続きます。

毎年7月に公表される路線価及び評価倍率は、その年の相続、遺贈又は贈与により取得した土地等の評価額を計算する際に適用するものです。路線価（道路に面する標準的な宅地の1m²当たりの価額）が定められている土地は、形状等に応じて補正した路線価を面積に乗じる「路線価方式」、路線価が定められていない土地は、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じる「倍率方式」で計算します。

なお、能登半島地震に係る調整率も公表され、特定地域（石川県・富山県・新潟県の全域）にある土地等は路線価等に調整率を乗じて計算します。

◆相続等で取得した不動産に係る改正

本年1月から相続又は贈与で取得した「居住用の区分所有財産」（分譲マンション一室の区分所有権等）の評価方法が変わり、敷地利用権（土地）の価額と区分所有権（建物）の価額に一定の補正率を乗じて市場価格の6割程度にする方法になりました。

また、本年4月から相続した不動産（土地・建物）の名義を相続人へ変更する相続登記が義務化され、「相続により不動産の取得を知った日から3年以内」に登記の申請が必要となりました（本年4月前に相続した不動産は令和9年3月末までに申請）。

ふるさと納税に係るルールの見直し

総務省は、自治体がふるさと納税の対象として指定を受けるための基準の見直しを行い、令和7年10月から「寄附者にポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止」としました（クレジット会社等から通常の商取引に係る決済に伴い付与されるポイント等は該当しません）。

また、本年10月からは、*民間事業者等（ポータルサイト等）が行う返礼品等を強調した宣伝広告の禁止、*食品返礼品の産地名を偽る事案が複数発生したことを踏まえ、産地名の適正な表示のために必要な措置を講じる、*宿泊は同一県内展開の宿泊施設に限る（1人1泊5万円以下の宿泊や被災地の宿泊は対象外）などが適用されます。

★★★ 7月のチェックポイント ★★★

※給与所得者の定額減税において、6月の給与等で控除しきれなかった所得税の減税額は7月の給与等から順次控除します。また、住民税の特別徴収は市区町村から届いた通知書に基づき、減税後の税額を7月～来年5月まで徴収します。
※源泉所得税の納期の特例を受けている企業（従業員数が常時10人未満）の1月～6月分の納付期限は7月10日（水）です。

※労働保険の「年度更新」及び健保・厚年の「算定基礎届」の期限は7月10日（水）です。